質疑・質問

厳しい財政状況の中での取り組みを問う

主な質問項目

1、梅木加津子議員
①議員報酬
②介護保険法の改正による影響
③子育て支援
④倒木処理作業の支援
⑤憲法9条を守り平和を守ること

2、渡邊弘務議員
①山鳥坂ダム建設事業に伴う付け替え県道の進捗状況

3、神井恵一郎議員
①食育基本法と自治体の取り組み

4、垣見芳彦議員
①財政計画
②防災施設整備
③アスベスト対策

5、宮本喜一郎議員
①県道改良
②観光行政

6、上満　武議員
①土地開発公社及び住宅協会の所有する土地
②市税・公共料金等
③市営住宅
④補助金の見直しと現状

議員報酬

問 引き上げの総額と辞められた議員の報酬額は？

答 在職議員39人のうち旧町村選出議員に係る報酬の増額分は7月～9月分で、1、514万円。同じく辞職された議員の報酬額は、1、590万8千円となります。

問 報酬額の改正は在職中の議員の報酬総額の範囲内で検討するべきではないのか。

答 新大洲市の規模や他市の状況等を総合的に検討し判断した結果、今回提案した内容となりました。

問 報酬審議会での答申は辞職議員の報酬を予測した上で出したのではないか。

答 答申の主旨は、あくまでも56人の議員さんが、在任特例期間末まで在職されることを想定しての総枠という考え方であり、改定するに当たっては、市民感情や現下の財政状況等を総合的に判断し、最低限、総枠の範囲内に納めるべきであるとの考え方が示されたものと考えています。

子育て支援

問 大洲市次世代育成支援行動計画の主な市の行政施策と目標について伺いたい。

答 この計画は、今年度から平成21年度までに達成すべき目標指標を掲げ、子育て支援を中心に集中的・計画的に少子化対策に取り組むために、本年3月に策定しました。この計画では次の3つの具体的な目標の実現に向けて取り組みを進めています。1つは、全ての子どもが健やかに、伸びやかに育つよう、親が中心となり、これを地域が支援して、「子どもが安全に、楽しく育つまちづくり」「生きる力を育む教育・学習の推進」「子どもの人権の尊重と自立への支援」を進め、「子どもが健やかに育ち、自立するまち」の実現をめざします。2つ目は、「男女の子育てへの共同参画の促進」を図りながら、「子育て家庭への支援」「母と子の健康づくり」を進め、「親が安心して子どもを生み、育てられるまち」の実現をめざします。3つ目に、「若者の出会い・定住環境の整備」を図り、子育てを行う保護者のコミュニティづくりを行いながら、30代・40代の親が地域で子育て活動を行いやすいよう、地域維持活動を高齢者が担い、子育てを支援する「地域の子育てネットワークづくり」を進め、「地域が子どもと子育てを支えるまち」の実現をめざします。これらの具体的な施策として、保育所、幼稚園、小学校、中学校への非常通報装置の設置や保育所の整備をはじめ、子育て支援センターの設置や特別保育事業の充実など、5年後の目標を設定しています。

山鳥坂ダム付け替え県道

問 付け替え県道鹿野川工区の話はどの程度進んでいるのか伺いたい。

答 各地権者個別に可能な範囲、内容で測量等のお願いをするべく鋭意努力をしており、承諾を得た部分の測量については愛媛県により実施をされているところです。残りの区間についてもご理解をいただけるよう県とも連携しながら努力をしているところです。

地元に対する説明については、地権者だけではなく鹿野

川の商店街の皆さん全体に対し一日も早く話し合いの場を持ちたいと思っており、商店街を含めた鹿野川の町をどう考えているのか話をさせてほしいと考えています。

食育の推進

問 食育基本法の成立に伴い、学校、保育所等における食育の推進、地域における食生活改善のための取り組みの推進を図っていくために市はどう取り組んでいくのか。

答 健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであり、家庭、学校及び地域を中心として食育を推進する必要があると考えています。平成17年7月に施行された食育基本法は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とするものです。この食育の推進体制については国、県、市と段階的にそれぞれの食育推進会議の設置、食育推進計画の作成等に取り組むことになっています。現在の取り組みとして、保健事業では、栄養指導や生活習慣病予防教室などを行っており、また、学校では、給食や家庭科の保護者参観による啓発や地域の公民館と連携しての親子料理教室など食に関する指導の充実を推進していきます。農林関係では、市・関係団体・農業組織代表等で組織し、食料を生産し供給する食農教育の事業推進にあたることにしています。小中学校を対象とした農業体験学習や消費者との交流会、「食」と「農」を考えるシンポジウム等を開催し、食農の大切さと農業や食品産業についての正しい知識の普及・食文化の継承に取り組んでいきます。

アスベスト対策

問 公共施設のアスベスト調査の進捗状況と今後の対応について伺いたい。

答 市では建設年度、構造、規模、用途等を勘案して管理している約700施設のうち163施設について、飛散性の高いとされる吹付けアスベストを中心に、設計書等による資材確認と目視による調査を行いました。その結果、高濃度のアスベストを使用した吹付けはありませんが、低濃度でのアスベスト含有の疑いのある吹付け資材を使用しているのではないかと思われるもの25施設27種類がわかりました。現在、それぞれの資材について検体を採取し、試験機関に送付し分析を依頼しているが、分析期間が2ヵ月から3ヵ月かかり、結果の報告を受けるまで相当の期間がかかるという状況です。今後は、この結果を待ち、アスベスト含有資材と確認された場合は、空気中のアスベスト浮遊調査等を行い、早急にその対応を検討し、処置していく予定です。

観光資源の連携

問 旧市町村にある多くの観光資源をいかに連携させるのか、観光客の誘致をどう図っていくのか、取り組みについてその方向性を伺いたい。

答 本市の観光資源については、市域の拡大により、広範囲にわたり点在しておりますが、市のホームページなど情報提供機能の充実を図ることはもとより、観光ボランティアガイドにおいても、新市の観光施設や歴史・文化についての研修を実施し、観光客に対し新市の観光資源について十分な紹介ができるよう研修を行いたいと考えています。

また、今年度は経済産業省の委託を受け、TMOの「おおず街なか再生館」を代表とする共同事業体によりサービス産業創出資源事業に取り組んでおり、体験型観光やうかい等を取り入れた旅行商品の企画・開発を行い、都市圏を中心に情報発信するなど観光ビジネスモデルの構築事業に取り組んでいます。

第17回わらじで歩こう坂本龍馬脱藩の道
（大洲市河辺町）

土地開発公社及び住宅協会の所有する土地

問 土地開発公社の阿蔵・高山用地以外の土地と住宅協会の所有地についての現状を伺いたい。

答 土地開発公社の阿蔵・高山用地以外の土地は、平成17年7月末で、18団地、面積で約5.8ha、簿価で約27億円となっています。現在、不動産鑑定士に適正価格・処理方針・処分時期等の意見書の依頼を行い、現在数カ所について報告書が提出され、順次処分計画を策定しています。処分可能な用地については一般分譲等により速やかな処分を図るとともに、短期間での処分が見込めない土地等については、平成18年度より健全化対策による財政支援を図っていく考えでいます。なお、「肱南地区再整備用地」及び「ふれあいパーク事業用地」については、約3億2千5百万円で買戻しを進めています。

住宅協会の資産については、7月末現在で7団地、面積で約1.4ha、簿価で約8億7千万円となっています。その内、「城山公園用地」については約2億1千万円で買戻しを進めております。

なお、現在早期処分可能な用地の対応とあわせて、土地開発公社の経営健全化計画書策定に向けて、県と協議を進めています。